

京都市立芸術大学学生部長選考規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学学生部長（以下「学生部長」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 学生部長の選考を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長が辞任を申し出て、学長がこれを承認したとき。
- (3) 学生部長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合は、任期満了の15日前までに、第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに選考する。

(学生部長候補者)

第3条 学生部長選考の必要が生じたときは、学長は、各学部の教授会に、本学専任教授の中から、学生部長候補者1名を推薦させる。

2 学長は、前項により推薦された候補者につき、教育研究審議会の意見を聴いて1名を選考する。

(任期)

第4条 学生部長の任期は、2年とする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学生部長は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程施行の際現に学生部長である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。